

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>

— 平成 30 年診療報酬改定 —

小児科に関わる改定ポイント

平成 30 年診療報酬改定において、小児に関わる改定は、入院医療や外来診療・在宅医療、全体の充実を図る評価・見直しが中心となりました。

これらは、少子化に配慮した診療報酬上の施策であり、今後も続くものと思われます。

入院医療

- ① 入退院支援加算
※15歳未満を対象とした
小児加算 200点 を新設
- ② 小児特定集中治療室管理料
対象年齢 15歳未満→20歳未満
- ③ 小児入院医療管理料 1・2
包括範囲から
「がん拠点病院加算」
「緩和ケア診療加算」 が除外

外来診療・在宅医療

- ① 小児科療養指導料 要件追加
- ② 小児かかりつけ診療料
要件「常時対応」の詳細追加
- ③ 小児抗菌薬適正使用加算新設 (80点)
- ④ 小児特定疾患カウンセリング料
対象年齢 15歳未満→18歳未満
- ⑤ 長時間訪問看護加算、他
◆長時間訪問介護加算算定回数
週1日→週3日
◆訪問看護における
乳幼児加算・幼児加算
各々100点 (1,000円) 引上げ



入院



在宅

外来

